

ラオックスホールディングス株式会社

証券コード：8202

第49期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年3月28日（金曜日） 午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンター Room H

議案

第1号議案	資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件
第4号議案	退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

LaOX

証券コード8202

2025年3月13日

(電子提供措置の開始日2025年3月6日)

株 主 各 位

東 京 都 港 区 虎 ノ 門 四 丁 目 3 番 1 号

ラオックスホールディングス株式会社

代表取締役社長COO 矢 野 輝 治

第49期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第49期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.laox.co.jp/laox_ir/shareholders_meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合でも、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月27日（木）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日(金) 午前10時(受付開始午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー
9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H
* 末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 会議の目的事項 報告事項

- 第49期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
- 第49期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わ
せていただきます。
- お知らせ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記
の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査
人が監査をした書類の一部であります。
- ①事業報告の「企業集団の現況に関する事項(財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な事業
所、従業員の状況、主要な借入先の状況)」、「会社役員に関する事項(責任限定契約の内容の概要、
社外役員に関する事項)」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適
正を確保するための体制の運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、2024年12月31日現在で2,841,800,785円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。当社では、早期の業績回復を推し進めるべく努力しておりますが、今般、この欠損金を補填し、早期の財務体質の強化を図るとともに今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本準備金の額の減少によって当社の純資産及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じさせるものではありません。

1.資本準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2024年12月31日現在の資本準備金の額11,000,000,000円を5,000,000,000円減少して6,000,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2)資本準備金の額の減少の効力発生日

2025年6月1日を予定しております。

2.剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金のうち、2,841,800,785円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充たせたいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,841,800,785円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,841,800,785円

第2号議案 取締役9名選任の件

当社の取締役（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者は社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を受け決定しております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	羅 怡 文 (1963年4月29日生)	1992年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 1995年 中文産業株式会社創立、代表取締役 2006年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役 2009年8月 当社代表取締役社長 2017年4月 株式会社アスコット社外取締役 2021年3月 当社代表取締役会長（現任） 2021年5月 株式会社アスコット代表取締役会長（現任） 2022年7月 株式会社広済堂ホールディングス取締役会長 2024年4月 株式会社岩手ホテルアンドリゾート取締役（現任） 2024年6月 株式会社広済堂ホールディングス代表取締役会長CEO（現任）	15,541株 (15,541株)
2	矢 野 輝 治 (1958年2月7日生)	1980年4月 株式会社ダイエー入社 1998年6月 株式会社ダイエーホールディングスコーポレーション財務経理企画部長 1999年9月 株式会社レコフ入社 2000年12月 インテグレーション・マネジメント株式会社取締役副社長 2012年4月 当社入社管理本部本部長 2013年4月 当社執行役員 2014年3月 当社取締役 2020年7月 当社営業管理本部本部長 2021年4月 当社コーポレート統括本部本部長代行 2022年4月 当社取締役副社長 2023年3月 当社代表取締役社長（現任） 2024年1月 シャディ株式会社代表取締役社長(現任)	15,991株 (991株)

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	かく 郭 (1978年5月14日生)	2007年4月 N I S グループ株式会社入社 2009年6月 岩井証券株式会社（現岩井コスモホールディングス株式会社）入社 2010年6月 株式会社 I S ホールディングス入社 2019年2月 当社入社 2019年11月 中国弁護士資格取得 2021年4月 当社経営戦略部長 2023年1月 当社グループ経営企画室副室長 2023年2月 ラオックス・リアルエステート株式会社代表取締役（現任） 2023年3月 当社経営戦略室室長（現任） 当社取締役（現任） 2023年5月 株式会社バーニーズジャパン取締役 2024年1月 日本華揚聯衆デジタルソリューション株式会社取締役（現任）	2,600株
4	あ く つ や す ひろ 阿久津 康 弘 (1967年2月3日生)	1990年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行業務企画部シニアコーポレートオフィサー 2003年4月 株式会社みずほ銀行人事部人事グループ参事役 2004年9月 K F i 株式会社エグゼクティブ・コンサルタント 2007年6月 K F i 株式会社代表取締役 2009年11月 東京国際コンサルティング株式会社設立代表取締役（現任） 2020年3月 当社社外取締役（現任）	一株
5	りく 陸 (1965年7月1日生)	2007年1月 フィリップス（中国）投資有限公司家電部総経理 2009年10月 Lilanz（上海）有限公司総経理 2011年7月 Ariston（中国）有限公司総経理 2013年9月 サムスン（中国）投資有限公司副総裁 2021年3月 蘇寧易購集团股份有限公司副総裁（現任） 2024年3月 当社社外取締役（現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	なか だ よし あき 中 田 吉 昭 (1982年11月30日生)	2011年11月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2011年12月 竹川・岡・吉野法律事務所（現岡綜合法 律事務所）入所 2020年10月 OMM法律事務所入所（現任） 2022年 8 月 当社社外取締役（現任）	－株
7	しゅう ぶん 周 斌 (1981年9月2日生)	2006年 3 月 PricewaterhouseCoopers Consulting上海支社入社 2008年 3 月 中信証券入社 2015年 4 月 中信証券戦略顧客部副総裁 2015年10月 蘇寧投資集団投資管理部投資銀行部執行 役員 2017年 3 月 当社取締役 2018年 2 月 蘇寧投資集団消費小売事業部総裁 2023年 4 月 蘇寧易購集团股份有限公司C F O（現任） 2024年 3 月 当社社外取締役（現任）	－株
8	ふく だ たく み 福 田 拓 実 (1981年5月30日生)	2005年 4 月 株式会社U F J 銀行（現株式会社三菱U F J 銀行）入行 2007年 1 月 株式会社リサ・パートナーズ 2008年 9 月 マイルストーンターンアラウンドマネジ メント株式会社 2012年 8 月 株式会社企業再生支援機構（現株式会社 地域経済活性化支援機構） 2014年 7 月 トパーズ・キャピタル株式会社ディレクター 2021年11月 S D F キャピタル株式会社代表取締役（現任） 2024年 3 月 当社社外取締役（現任）	－株
9	りん あ せい 林 亜 青 (1988年6月18日生)	2011年 6 月 江蘇世紀同仁弁護士事務所入所 2020年12月 江蘇世紀同仁弁護士事務所パートナー （現任） 2024年 3 月 当社社外取締役（現任）	－株

(注) 1. 所有する当社株式の数の欄の（ ）内の株式数については、持株会として所有する株式を内数にて示
しております。

2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

3. 阿久津康弘、陸 耀、中田吉昭、周 斌、福田拓実及び林 亜青の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 阿久津康弘及び林 亜青の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 阿久津康弘氏を社外取締役候補者とした理由は、危機管理、企業リスク管理、コンプライアンス推進のスペシャリストとして、大手事業法人などの内外企業に対する経営戦略策定プロジェクト、コンプライアンス、内部統制強化等についてのアドバイザー・プロジェクトを多数主導した経験を有し、また企業経営者としての幅広い見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 陸 耀氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業等での総経理として培った小売業に関する幅広い知見を有しており、当社が展開するリテール事業・貿易事業への各種アドバイスを期待するとともに、取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
7. 中田吉昭氏を社外取締役候補者とした理由は、国内弁護士として豊富な知識と経験を有しており、独立した立場からの法的アドバイスと、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年7か月となります。
8. 周 斌氏を社外取締役候補者とした理由は、中国の証券会社等での豊富な経験と財務及び会計に関する高い識見・専門性を活かし、取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
9. 福田拓実氏を社外取締役候補者とした理由は、主に投資分野、企業経営での豊富な経験と幅広い知識に基づく、資本の有効活用とリスク管理に配慮した指南役を果たせることから、当社の企業価値向上に寄与できると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
10. 林 亜青氏を社外取締役候補者とした理由は、中国弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、法務ならびにコンプライアンスの視点を取締役会において発揮することにより、当社の事業展開への監督機能を一層強化するため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
11. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。
各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
なお、当該保険契約の保険期間は2026年3月1日迄であります、更新する予定であります。
12. 非業務執行取締役との責任限定契約の概要
当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、阿久津康弘、陸 耀、中田吉昭、周 斌、福田拓実及び林 亜青の各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。その概要は、非業務執行取締役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の芝正二ならびに上村明の両氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

また、本議案は監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	かみ むら あきら 上 村 明 (1973年7月11日生)	2000年 司法試験合格 2002年7月 アンダーソン・毛利法律事務所 2004年8月 西川シドリーオースティン法律事務所 2008年9月 Sidley Austin LLP (ロサンゼルス) 2009年8月 曾我・瓜生・糸賀法律事務所 2010年1月 同法律事務所パートナー弁護士 2013年3月 上村総合法律事務所設立代表弁護士 2013年3月 当社社外監査役(現任) 2014年8月 K P トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社 (現KPTAS株式会社) 代表取締役(現任) 2016年5月 上村・大平・水野法律事務所設立代表弁護士就任(現任) 2021年6月 株式会社廣済堂(現株式会社広済堂ホールディングス) 社外取締役(現任)	一株
2	か とう まさ のり 加 藤 正 憲 (1971年2月15日生)	1995年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2003年2月 株式会社KPMG FAS入社 2012年10月 加藤公認会計士事務所設立・同事務所代表(現任) 2014年10月 エムケーアソシエイツ合同会社代表社員(現任) 2019年6月 株式会社廣済堂(現株式会社広済堂ホールディングス) 社外監査役(現任) 2020年6月 株式会社ナカヨ社外取締役監査等委員(現任) 2022年10月 株式会社三ツ星社外取締役監査等委員(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上村明氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、加藤正憲氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 上村明氏の任期は本定時株主総会終結の時をもって満了しますので、再任をお願いするものであります。上村明氏は大手弁護士事務所などで10年以上多岐にわたる案件を担当し、上村・大平・水野法律事務所を設立して代表弁護士としてその運営に携わっており、国際商業訴訟、M&A、TOBなどの業務を得意としております。その経歴を通じて培われた高い手腕と見識、経験により、客観的立場から引き続き当社の経営を監査されることを期待するものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
4. 加藤正憲氏は、公認会計士としての豊富な経験や幅広い知見を有しており、社外監査役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行う適切な人材と判断し、社外監査役候補者といたしました。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、当該保険契約の保険期間は2026年3月1日迄であります。更新する予定であります。
6. 監査役との責任限定契約の概要
- 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第38条第2項の規定に基づき、上村 明氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、上村 明氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。また、加藤正憲氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
- その概要は、監査役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となる監査役の芝正二氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は、役員退職慰労金に関する社内規程を定めており、本議案は、当該規程と整合しており相当と判断しております。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歴
しば しょうじ 芝 正 二	2013年3月 当社常勤監査役 2023年1月 当社社外監査役（現任）

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

経営環境の概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、経済活動の正常化が進む中、大手企業を中心に雇用・所得環境の改善が進展し、緩やかな回復が期待される状況となりました。一方で、地政学リスクの高まりや日本銀行による金融政策の変化、為替レートの変動などにより、資源や原材料価格が高騰し、それに伴う物価上昇が続いております。これにより、景気回復や消費喚起の見通しについては依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、経営理念「豊かで多様なライフスタイル“Global Life Style”の提案とその進化・創造の支援」の実現と、事業の再成長に向け、着実な事業戦略を進めております。ギフトソリューション事業では、お中元やお歳暮などの伝統的な返礼ギフト市場が年々縮小する傾向にあります。この状況を打破するため、時代の変化に対応し、従来の返礼ギフトに加え、カジュアルギフト市場への積極的な参入を進めてまいりました。さらに、経営効率や収益体質の改善を図りながら、次なる成長の基盤を確立するため、多角的な施策に取り組んでおります。また、リテール事業においては、アパレル店舗は苦戦しておりますが、免税店舗は、訪日外国人旅行客需要の牽引により、売上は堅調に推移しております。

当連結会計年度の連結業績は、売上高は61,517百万円（前年同期比2.2%増）となりました。営業利益は142百万円（前年同期比50.0%減）、経常利益は226百万円（前年同期比59.2%減）となりました。また、アセット・サービス事業における契約損失引当金戻入額581百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は670百万円（前年同期比67.2%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(ギフトソリューション事業)

当事業セグメントにおきましては、主に贈物としての洋菓子や雑貨、生活関連用品の販売を行っております。洋菓子のプライベートブランド「THE SWEETS」では、ポップアップショップを通じた新規ファン層の拡大や常設販売先の獲得に取り組みました。また、4月に開催した『シャディEXPO2024』では、「シャディつながるアプリ」や新たに提供を開始したポイント発行管理プラットフォーム「SDYサンクスプラス」を来場者へ紹介し、顧客接点の拡大および新たな需要獲得に注力しました。さらに、ギフト商品の販売で培った物流機能の強化を進め、グループ内外への物流サービスの提供も開始しております。

一方、返礼ギフトなどフォーマルギフト市場における消費者行動の変化への対応の遅れによる減収をふまえ、商品の付加価値向上や経費削減を進め、収益基盤の強化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、37,113百万円（前年同期比9.7%減）となり、セグメント利益は1,178百万円（前年同期比33.6%増）となりました。

(リテール事業)

当事業セグメントにおきましては、免税店舗において訪日外国人旅行客需要が大幅に増加したことを背景に、年間を通じて売上が堅調に推移いたしました。特に上期は観光需要の高まりが顕著で、事業全体の回復を力強く後押しいたしました。下期には一時的な鈍化が見られるものの、高粗利商品の拡販強化などにより通年での収益性は大幅に向上しております。また、国内顧客を主に対象とするアパレル店舗では、節約志向の高まりにより一部苦戦したものの、訪日外国人旅行客需要の回復と円安を追い風に、ラグジュアリーブランド等高額品の販売が好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、22,417百万円（前年同期比49.3%増）となり、セグメント利益は210百万円（前年同期比66.7%減）となりました。

(トレーディング事業)

当事業セグメントにおきましては、中国国内の子会社が運営する日本料理店「くろぎ」では、『和食の心の追求』をテーマに、日本の食文化やおもてなしを広めながら、新規顧客の獲得とブランド認知の向上に注力してまいりました。また、昨今の中国市場の変化に対応し、事業の再編と再構築を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、662百万円（前年同期比77.3%減）となり、セグメント利益は13百万円（前年同期比91.9%減）となりました。

（アセット・サービス事業）

当事業セグメントにおきましては、商業施設物件の仲介業を行っており、管理している商業施設およびグループ不動産の有効活用に向けて、テナントの入れ替えや新たな業態の誘致、新規店舗物件の開拓にも取り込んでおります。また、キャッシュ・フローの改善やコスト圧縮による利益の向上にも努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、1,323百万円（前年同期比14.0%増）となり、セグメント損失は218百万円（前年同期は379百万円の損失）となりました。

（2）対処すべき課題

当社グループは、多様なチャネルを通じてお客様へ優れた商品とサービスをお届けすることで、お客様の満足度を最大限にし、グローバルライフスタイルを実現していくといたことを課題としております。

主力であるギフトソリューション事業においては、返礼ギフトやフォーマルギフトに偏りすぎたビジネスモデルからの脱却が課題となっております。オリジナルスイーツブランドの認知度向上を目指しながら、顧客接点を増やし商品の品揃えを拡充していきます。

次にリテール事業においては、扱い商品を絞った小型店でのビジネスモデルを確立していきます。また、アパレル店舗については、ターゲット層への効果的な訴求を軸にブランド価値の向上を図りながら売上・利益拡大に努めてまいります。

さらに、当社グループの目標であるグローバルライフスタイルの確立のため、人材の適正配置、社内研修体制の充実、多様な人材が活躍できる企業風土の醸成を図り、各事業の課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（3）設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）の総額は667百万円であります。

その主な内訳は、ギフトソリューション事業における倉庫管理システムに係る拡張投資、リテール事業における新規出店等に係る投資によるものです。

(4) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
シャディ株式会社	東京都港区	100	100.0	ギフト商品販売卸売
ラオックス・ロジスティクス株式会社	栃木県栃木市	100	100.0	物流業
株式会社バーニーズジャパン	東京都千代田区	100	100.0	アパレル・雑貨販売
ラオックス・グローバルリテーリング株式会社	東京都港区	90	100.0	インバウンド事業
ラオックス・リアルエステート株式会社	東京都千代田区	98	100.0	商業不動産運営事業
榮弘益（上海）企業管理有限公司	中華人民共和国	1,500	100.0	中国事業の統括・管理業務

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
(2) 発行済株式数 91,416,570株（自己株式の数1,918,533株を除く。）
(3) 単元株式数 100株
(4) 株主総数 28,242名（自己株式分1名を除く。）
(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
GRANDA MAGIC LIMITED	27,783千株	30.39%
HANMAX INVESTMENT LIMITED	22,144	24.22
日本観光免税株式会社	5,489	6.01
山下覚史	1,039	1.14
株式会社 A I I N	640	0.70
中文産業株式会社	542	0.59
株式会社 D M M . c o m 証券	420	0.46
安東光輝	380	0.42
楽天証券株式会社	329	0.36
グローバルワーカー派遣株式会社	290	0.32

- (注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧易購集團股份有限公司の100%孫会社であります。
2. 持株比率は自己株式1,918,533株を控除して計算しています。
3. 持株数は、千株未満を切捨てて表記しております。

3. 会社の新株予約権等の状況（2024年12月31日現在）

（その他新株予約権等に関する重要な事項）

2019年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第6回新株予約権）

割当日	2019年7月5日
新株予約権の数	52,810個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	総額 10,562,000円 (内訳) 当初発行分5,281,000円 （新株予約権1個あたり100円） 期間延長に伴う払込金5,281,000円 （新株予約権1個あたり100円）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 5,281,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313円
新株予約権の行使期間	2019年7月8日～2027年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 156.5円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ない
新株予約権の譲渡に関する事項	—
割当先	グローバルワーカー派遣株式会社

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長CEO	羅 怡 文	株式会社アスコット 代表取締役会長 株式会社岩手ホテルアンドリゾート 取締役 株式会社広済堂ホールディングス 代表取締役会長CEO
代表取締役社長COO	矢 野 輝 治	シャディ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	郭 昂	経営戦略室長 ラオックス・リアルエステート株式会社 代表取締役 日本華協聯衆デジタルソリューション株式会社 取締役
取 締 役	阿久津 康 弘	東京国際コンサルティング株式会社 代表取締役
取 締 役	陸 耀	蘇寧易購集团股份有限公司 副総裁
取 締 役	中 田 吉 昭	OMM法律事務所
取 締 役	周 斌	蘇寧易購集团股份有限公司 CFO
取 締 役	福 田 拓 実	SDFキャピタル株式会社 代表取締役
取 締 役	林 亜 青	江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	北 澤 陽 一	
監 査 役	芝 正 二	シャディ株式会社 監査役
監 査 役	上 村 明	上村・大平・水野法律事務所 代表 K P T A S 株式会社 代表取締役 株式会社広済堂ホールディングス 社外取締役
監 査 役	華 志 松	

- (注) 1. 取締役 阿久津康弘、陸 耀、中田吉昭、周 斌、福田拓実、林 亜青の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 芝 正二、上村 明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 芝 正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 阿久津康弘、林 亜青の両氏と、監査役 芝正二、上村 明の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

5. 取締役 相澤 健氏は、2024年3月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 監査役 山岸洋一氏は、2024年3月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 代表取締役会長CEO 羅 怡文氏は、2024年6月27日付けで株式会社広済堂ホールディングスの代表取締役会長CEOに就任しております。

② 経営戦略委員会委員

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※経営戦略委員会委員	羅 怡 文	代表取締役会長CEO 株式会社アスコット 代表取締役会長 株式会社岩手ホテルアンドリゾート 取締役 株式会社広済堂ホールディングス 代表取締役会長CEO
※経営戦略委員会委員	矢 野 輝 治	代表取締役社長COO シャディ株式会社 代表取締役社長
※経営戦略委員会委員	郭 昂	経営戦略室長 ラオックス・リアルエステート株式会社 代表取締役 日本華揚聯衆デジタルソリューション株式会社 取締役
経営戦略委員会委員	池 内 大 介	グループ財務経理室長
経営戦略委員会委員	杜 鵬	シャディ株式会社 取締役
経営戦略委員会委員	羅 佳 儀	経営戦略室副室長 株式会社バーニーズジャパン 代表取締役

- (注) 1. ※印の経営戦略委員会委員は、取締役を兼務しております。
2. 経営戦略委員会委員 羅 怡文氏は、2024年6月27日付けで株式会社広済堂ホールディングスの代表取締役会長CEOに就任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員、管理職従業員、役員と共同被告になった従業員、及びそれらの配偶者や相続人であり、当該保険契約は、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を補填するものです。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、補填の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役においては会社の持続的成長と企業価値向上への貢献の度合、非業務執行取締役（社外取締役を含む）においては取締役会における提案・助言・監督等の貢献の度合を踏まえて決定しております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う非業務執行取締役（社外取締役を含む）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給いたします。なお、基本報酬と業績連動報酬等の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、概ね1：1の比率を目安としております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長ＣＥＯ羅 怡文及び代表取締役社長ＣＯＯ矢野輝治の2名に個人別の具体的報酬額の決定を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価等を行うには代表取締役会長ＣＥＯ及び代表取締役社長ＣＯＯの2名が最も適しているとの判断に基づくものであります。取締役会は決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (8名)	88百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	14百万円 (5百万円)
計 (うち社外役員)	18名 (11名)	102百万円 (18百万円)

(注) 報酬等の総額は、基本報酬のみであり、業績連動報酬や非金銭報酬等はありません。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	33,206	流 動 負 債	16,985
現 金 及 び 預 金	10,810	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,428
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	12,201	電 子 記 録 債 務	1,525
棚 卸 資 産	6,458	短 期 借 入 金	2,700
前 渡 金	2,045	未 払 金	1,763
そ の 他	1,956	未 払 法 人 税 等	77
貸 倒 引 当 金	△266	契 約 負 債	1,766
固 定 資 産	10,843	賞 与 引 当 金	167
有 形 固 定 資 産	5,511	製 品 補 償 損 失 引 当 金	13
建 物 及 び 構 築 物	2,761	厚生年金基金脱退損失引当金	18
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	709	転 貸 損 失 引 当 金	80
工 具 、 器 具 及 び 備 品	298	契 約 損 失 引 当 金	49
土 地	1,515	そ の 他	1,395
リ ー ス 資 産	213	固 定 負 債	4,084
建 設 仮 勘 定	13	長 期 借 入 金	315
無 形 固 定 資 産	880	繰 延 税 金 負 債	523
ソ フ ト ウ エ ア	619	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	68
そ の 他	261	契 約 損 失 引 当 金	227
投 資 そ の 他 の 資 産	4,451	退 職 給 付 に 係 る 負 債	843
関 係 会 社 出 資 金	133	資 産 除 去 債 務	872
長 期 貸 付 金	2,500	そ の 他	1,234
繰 延 税 金 資 産	22	負 債 合 計	21,070
敷 金 及 び 保 証 金	3,935	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,201	株 主 資 本	22,411
貸 倒 引 当 金	△3,341	資 本 金	100
繰 延 資 産	12	資 本 剰 余 金	17,652
開 発 費	12	利 益 剰 余 金	7,078
資 産 合 計	44,061	自 己 株 式	△2,419
		その他の包括利益累計額	569
		為 替 換 算 調 整 勘 定	564
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4
		新 株 予 約 権	10
		純 資 産 合 計	22,991
		負 債 純 資 産 合 計	44,061

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

– 22 –

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	7,097	流 動 負 債	910
現 金 及 び 預 金	3,006	未 払 金	584
棚 卸 資 産	188	未 払 費 用	101
前 払 費 用	271	未 払 法 人 税 等	5
関係会社短期貸付金	2,825	前 受 金	56
未 収 入 金	760	預 り 金	17
そ の 他	53	賞 与 引 当 金	21
貸 倒 引 当 金	△7	製 品 補 償 損 失 引 当 金	13
固 定 資 産	8,354	厚生年金基金脱退損失引当金	8
有 形 固 定 資 産	450	転 貸 損 失 引 当 金	80
建 物	94	契 約 損 失 引 当 金	7
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	14
器 具 備 品	26	固 定 負 債	2,336
土 地	301	繰 延 税 金 負 債	2
リ ー ス 資 産	22	退 職 給 付 引 当 金	123
建 設 仮 勘 定	5	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	60
無 形 固 定 資 産	18	関係会社整理損失引当金	875
投 資 そ の 他 の 資 産	7,886	資 産 除 去 債 務	307
投 資 有 価 証 券	295	そ の 他	966
関係会社株式	5,306	負 債 合 計	3,246
関係会社出資金	14	純 資 産 の 部	
長期貸付金	2,500	株 主 資 本	12,195
関係会社長期貸付金	3,201	資 本 金	100
破産更生債権等	1,528	資 本 剰 余 金	17,356
長期未収入金	2,172	資 本 準 備 金	11,000
敷金及び保証金	1,402	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,356
そ の 他	204	利 益 剰 余 金	△2,841
貸 倒 引 当 金	△8,739	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,841
資 産 合 計	15,452	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,841
		自 己 株 式	△2,419
		新 株 予 約 権	10
		純 資 産 合 計	12,205
		負 債 純 資 産 合 計	15,452

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

科 目		金 額	
			百万円
売上	高価		2,449
売上	原価		1,351
売上	総利		1,097
販売費及び一般管理費	益費		1,593
営業外収益	(△)		△496
受取利息		95	
為替差益		91	
その他		22	209
営業外費用			
支払利息		4	
その他		1	5
経常損失	(△)		△292
特別利益			
固定資産売却益		0	
投資有価売却益		113	113
特別損失			
関係会社出資金評価損		61	
関係会社整理損失引当金繰入額		491	
その他		29	581
税引前当期純損失	(△)		△761
法人税、住民税及び事業税			△58
法人税等調整額			△0
当期純損失	(△)		△701

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

ラオックスホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 田 憲 三
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	金 井 政 直
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 沢 秀 比 古

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックスホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別し

た内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

ラオックスホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 田 憲 三
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	金 井 政 直
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 沢 秀 比 古

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックスホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、経営戦略委員、グループ内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、経営戦略委員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、経営戦略委員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査法人アヴァンティアと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月28日

ラオックスホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤）	北	澤	陽	一	㊟
監査役（社外）	芝		正	二	㊟
監査役（社外）	上	村		明	㊟
監査役	華		志	松	㊟

以 上

株主総会会場ご案内

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H

交通のご案内

地下鉄東京メトロ南北線 **六本木一丁目駅** **西改札** 直通

※ベルサール六本木とは異なる建物です。ご注意ください。
※お車でのご来場はご遠慮ください。



株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

株主各位

第49期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第49期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

■事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社役員に関する事項
3. 会計監査人の状況
4. 業務の適正を確保するための体制
5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

ラオックスホールディングス株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 2021年12月期	第 47 期 2022年12月期	第 48 期 2023年12月期	第 49 期 (当連結会計年度) 2024年12月期
売 上 高 (百万円)	68,149	55,127	60,187	61,517
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△2,151	490	555	226
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△7,110	69	2,043	670
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円・銭)	△77.78	0.76	22.35	7.34
総 資 産 (百万円)	46,720	40,944	46,262	44,061
純 資 産 (百万円)	20,115	20,327	22,406	22,991

(注) 第47期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第47期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 2021年12月期	第 47 期 2022年12月期	第 48 期 2023年12月期	第 49 期 (当事業年度) 2024年12月期
売 上 高 (百万円)	12,216	6,801	1,999	2,449
経 常 損 失 (△) (百万円)	△2,799	△243	△500	△292
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△8,482	△595	△1,544	△701
1 株当たり当期純損失(△) (円・銭)	△92.79	△6.51	△16.90	△7.68
総 資 産 (百万円)	24,490	18,952	16,390	15,452
純 資 産 (百万円)	15,039	14,454	12,907	12,205

(注) 当社は、2022年10月3日付で持株会社体制に移行しております。

(2) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、「ギフトソリューション事業」「リテール事業」「トレーディング事業」「アセット・サービス事業」を展開しております。

ギフトソリューション事業とは、ギフト用品及び生活関連用品の販売を展開する事業です。

リテール事業とは、訪日観光客を対象にした免税店事業、紳士服・婦人服・雑貨用品などの販売を展開する事業です。

トレーディング事業とは、P B 商品等の輸出入を通じた貿易事業、グローバル E C 等を展開する事業です。

アセット・サービス事業とは、複合商業施設の運営と管理、不動産売買及び仲介を展開する事業です。

(3) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

事業名	社名	事業所
ギフトソリューション事業	シャディ株式会社	本社：東京都港区 東京物流センター：栃木県栃木市
リテール事業	ラオックス・グローバルリテリング株式会社	本社：東京都港区 店舗：東京都2店舗、大阪府2店舗 北海道1店舗、千葉県1店舗
	株式会社バーニーズジャパン	本社：東京都千代田区 店舗：東京都2店舗、神奈川県1店舗 兵庫県1店舗、福岡県1店舗
トレーディング事業	榮弘益（上海）企業管理有限公司	本社：中国上海
	ラオックス・トレーディング株式会社	本社：東京都港区
アセット・サービス事業	ラオックス・リアルエステート株式会社	本社：東京都千代田区 事業所：千葉県千葉市

(4) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 当社連結グループ従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）	増減（名）
ギフトソリューション事業	425（415）	△6（29）
リテール事業	514（252）	△24（△11）
トレーディング事業	34（－）	△17（－）
アセット・サービス事業	16（25）	－（△3）
全社（共通）	53（－）	△12（△1）
合計	1,042（692）	△59（14）

- （注） 1. 従業員数は、当社連結グループから当社連結グループ外への出向者を除き、当社連結グループ外から当社連結グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）
49（－）	△20（△10）

（注）従業員数欄の（外書）は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

(5) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先名	借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	2,196
株式会社商工組合中央金庫	300
株式会社足利銀行	275
三井住友信託銀行株式会社	200

（注）2024年12月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条（取締役の責任免除）第2項、及び第38条（監査役の責任免除）第2項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その責任限度額は、法令が限定する額としています。

(2) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	阿久津 康 弘	当期開催の取締役会16回のうち16回出席。会社経営者として、またコンプライアンス体制構築・内部監査高度化支援等の分野における見識に基づき、コンプライアンス分野や内部統制等について適宜質問をし、助言を行った。
取締役	陸 耀	取締役就任後の取締役会13回のうち13回出席。グローバル企業等で総経理として培ってきた豊富な経験に基づいて、企業運営について適切な提案や助言を行った。
取締役	中 田 吉 昭	当期開催の取締役会16回のうち16回出席。国内弁護士としての実務を背景とした見識に基づいて、会社訴訟・非訟案件などを始めとする企業活動について、適宜質問をし、意見を述べた。
取締役	周 斌	取締役就任後の取締役会13回のうち13回出席。中国の証券会社等での豊富な経験と財務・会計の専門家としての高い見識に基づいて、投資戦略等について適宜質問をし、意見を述べた。
取締役	福 田 拓 実	取締役就任後の取締役会13回のうち13回出席。投資分野、企業経営での豊富な経験と幅広い知識に基づいて、企業運営等について適宜質問をし、意見を述べた。
取締役	林 亜 青	取締役就任後の取締役会13回のうち13回出席。中国の弁護士としての見識に基づいて、中国貿易及び中国E C事業の運営、中国での法令の改正等について助言を行った。
監査役	芝 正 二	当期開催の取締役会16回のうち16回出席、また監査役会12回のうち12回出席。財務・会計の専門家としての高い見識に基づく独立の立場から、適宜適切な助言・発言を積極的に行った。

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	上 村 明	当期開催の取締役会16回のうち16回出席、また監査役会12回のうち12回出席。法律事務所の代表弁護士としての識見に基づいて、法律的な視点から企業運営について適宜質問をし、意見を述べた。

② 社外取締役・社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

阿久津康弘氏は、東京国際コンサルティング株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、東京国際コンサルティング株式会社は当社との間に取引関係はありません。

陸 耀氏は、蘇寧易購集团股份有限公司の副総裁を兼任しております。なお、蘇寧易購集团股份有限公司は当社の議決権所有割合30.39%を間接保有する株主であります。

中田 吉昭氏は、OMM法律事務所のメンバーを兼任しております。なお、OMM法律事務所は当社との間に取引関係はありません。

周 斌氏は、蘇寧易購集团股份有限公司のCFOを兼任しております。なお、蘇寧易購集团股份有限公司は当社の議決権所有割合30.39%を間接保有する株主であります。

福田 拓実氏は、SDFキャピタル株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、SDFキャピタル株式会社は当社との間に取引関係はありません。

林 亜青氏は、江蘇世紀同仁弁護士事務所のパートナーを兼任しております。なお、江蘇世紀同仁弁護士事務所は当社との間に取引関係はありません。

上村 明氏は、上村・大平・水野法律事務所の代表、KPTAS株式会社の代表取締役及び株式会社広済堂ホールディングスの社外取締役を兼任しております。なお、上村・大平・水野法律事務所、KPTAS株式会社及び株式会社広済堂ホールディングスは当社との間に取引関係はありません。

③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役1名が、役員を兼任する子会社等から役員として受けた報酬等の総額は3百万円であります。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 61百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 79百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項は特にありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、監査の適正及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制を有効に機能させるための機関として、リスク・コンプライアンス委員会等を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する体制の整備、モニタリング、見直し等を行ないます。
- ② 当社グループ内における職務執行の指針として、コンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等を定めるとともに、グループ内部監査室を設置し、内部監査規程に沿って各部署における職務執行が法令・定款に適合しているかどうかの内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図ります。
- ③ 社内規程・社会規範に反する行動の抑止力として、リスク・コンプライアンス委員会の下部組織として賞罰委員会を設置し、倫理観の向上を図ります。
- ④ 社内教育研修機関の研修カリキュラムの一環として、内部統制・コンプライアンス研修を実施します。
- ⑤ コンプライアンス規程、リスク・コンプライアンス委員会規程、内部通報規程に基づき、通報先・相談窓口としての「グループ企業倫理ヘルプライン」を設置します。
- ⑥ 当社グループは、特定株主からの利益供与要求や市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、全社を挙げて毅然とした態度で対応し、一切の関係遮断に取り組みます。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、持株会社として、取締役会の機能をグループ経営戦略の立案や業務執行の監督に特化し、子会社取締役には業務執行責任を担わせ、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図ることにより、効率的な経営体制を構築します。
- ② グループ中期経営計画を策定し、中期経営計画に沿って各部門間の予算・人員の配分を行い、計画目標達成のための諸施策を実行します。
- ③ 定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び業務遂行状況の監督等を行います。
- ④ 経営戦略委員会を毎月開催し、常務的事項の意思決定や、取締役会上程議案の審議・決定等を行います。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営戦略委員会等の重要な会議に関する議事録や、代表取締役・業務執行取締役その他の職務執行に係る情報については、法令並びに文書管理規程・情報管理規程その他諸規程に基づいて、適切に保存及び管理を行います。

(4) 損失の危険の管理に対する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に則って、リスクの早期発見・通報、緊急事態対策本部の設置、損失の危険への対応、対応策の有効性評価にまで至るリスクマネジメント体制を確立します。
- ② グループ内部監査室は、社内におけるリスク管理の状況を監査し、重要な不備については、代表取締役に都度報告します。
- ③ 内部通報規程に基づいた「企業倫理ヘルプライン」を通じて、リスクの早期発見に努めます。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程等に基づき、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務執行について、当社の取締役会、経営戦略委員会において、審議・報告します。
- ② 子会社もコンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等の対象に含めて、その順守を指導しています。
- ③ グループ内部監査室は、内部監査計画に則って、定期的子会社の内部監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じて子会社の業務の適正性について、子会社に対して報告を求め、調査を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務補助の使用人を求めた場合は、その求めに応じこれを設置するものとします。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従いその職務を行うものとし、当該使用人の人事考課は監査役が行うこととします。また、人事異動・処遇については監査役と取締役が協議し、常勤監査役の同意を得た上で決定することとします。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会・経営戦略委員会を始めとする重要会議に出席し、取締役・使用人などからの報告を聴取します。また重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関して、不正の行為または法令や定款に違反する事実の有無を含めて、業務状況を調査します。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人等が、コンプライアンス違反の事実を発見した場合は、直接監査役に報告するほか、「グループ企業倫理ヘルプライン」を経由して、監査役並びにコンプライアンス委員会に報告することができることとします。
- ③ 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をしたことを理由として、その者たちに不利益な取り扱いをすることを禁止します。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制整備のため、定期的に代表取締役と会合を持ち、情報・意見交換等を行います。
- ⑤ 監査役は、グループ内部監査室と緊密な連携を図るとともに、財務・総務・法務等の部門に対して、必要に応じて協力を求めることとします。
- ⑥ 当社は、監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払います。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の取組み状況

- ① グループの企業倫理ヘルプラインの有効性を強化するために、外部ヘルプライン（社外窓口）の運営を、第三者であるリスクマネジメント専門企業に委託するとともに、案内ポスターやコンプライアンスカードの配布等により、当該社外窓口の社内通知を徹底いたしました。
- ② グループ社員に対して月3回のコンプライアンス関連メールマガジンを発行し、コンプライアンスに対する啓蒙を行いました。また、新型コロナウイルスの流行状況下において、オンラインによる従業員向けコンプライアンス研修を実施いたしました。
- ③ 取引先については「反社会的勢力排除規程」・「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしています。
- ④ 「関連当事者取引に関する規程」に基づき役員等に不適正な関連当事者取引が無いことを確認しました。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の取組み状況

取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

また、企業を取り巻く環境の変化に機動的に対応し、常務的事項の意思決定や取締役会上程議案の審議・決定を行うために、定期的に経営戦略委員会を開催し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

(3) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制の取組み状況

取締役会議事録、執行役員会議事録、経営戦略委員会議事録、稟議書等は規程に基づき、保存期間・所管部署を定めて適切に管理・保存しております。

(4) 損失の危険の管理に対する規程その他の体制の取組み状況

財務報告の信頼性確保のため、内部監査計画に基づきグループ内部監査室が内部統制評価を実施いたしました。内部統制評価については、会計監査人の監査を受けております。また、子会社も含めて64回の内部監査を行い、当社グループ全体の業務の実施状況及びコンプライアンスの遵守状況の監査を行いました。企業倫理ヘルプラインの運用については、グループ総務・法務室とグループ内部監査室が連携して通報案件に対応しております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の取組み状況

- ① グループ経営会議を14回、経営戦略委員会を17回開催し、経営基本理念、方針及び目標を当社グループ全体で共有するとともに、グループ経営会議等で子会社の業務執行についての報告を受けております。また、子会社各社を含むグループ全体の予算管理や稟議の閲覧などを通じ、その業務の適正性の確認を行いました。
- ② 子会社に関しては、内部統制に関する規程の作成や運用評価の仕組みの構築、内部通報制度の導入による外部通報先の一元化を行うなど、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っております。

(6) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の取組みの状況

- ① 監査役会を12回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、代表取締役と定期的に会合を設け、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について、意見及び情報交換を行いました。また、取締役会、経営戦略委員会、グループ経営会議等に参加して意見を述べるほか、会計監査人、取締役、経営戦略委員会委員、従業員と意思疎通を図り情報の収集・調査に努めております。さらに、グループ監査役連絡会を4回開催し、子会社の監査役からの監査活動報告を受けて監査の実効性の向上を図っております。
- ② 監査役の職務を補助する組織としてグループ内部監査室に委嘱し、監査役会の指揮に基づき監査役会の事務局の運営にあたらせております。また、グループ内部監査室の人事等は、監査役の同意を得た上で決定しております。
- ③ 監査役は、定期的にグループ内部監査室と会合を持ち、内部監査報告書等の提出を受けております。また、四半期ごとに会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに意見交換を実施しました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当による株主の皆様への利益還元を最重要施策の一つであると強く認識しております。

当社は、2006年3月期（第30期）から誠に遺憾ながら無配を継続しておりましたが、コロナ禍で停滞していた業績の回復及び今後の安定的な配当の実現に向けた体制が整いつつあると判断したため、株主の皆様への利益還元として、配当を再開することといたしました。

2024年12月期の配当につきましては、1株当たり2円の配当を予定しております。

当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、かつ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会決議により配当することができる旨を定款に定めております。

今後におきましても、更なる構造改革を含めた事業計画を着実に実施し、株主様への安定的な利益還元をできるよう取り組んでまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	17,652	6,407	△2,419	21,740
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			670		670
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	670	△0	670
当期末残高	100	17,652	7,078	△2,419	22,411

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	651	4	655	10	22,406
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					670
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△86	0	△85	－	△85
当期変動額合計	△86	0	△85	－	585
当期末残高	564	4	569	10	22,991

連 結 注 記 表

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 27社

主要な会社名 シャディ株式会社、ラオックス・グローバルリテーリング株式会社、株式会社バーニーズジャパン、ラオックス・リアルエステート株式会社、楽弘益（上海）企業管理有限公司

(2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、シャディ・グローバルフーズ株式会社ほか2社を新たに設立したことにより、菊名運輸株式会社の全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。また、連結子会社であった楽購仕(南京)商貿有限公司ほか3社は清算終了により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数 3社

主要な会社名 楽購仕（山東）越境電子商務有限公司、上海緑地楽購思貿易有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 上海榭迪文化創意有限公司

主要な関連会社 日本華揚聯衆デジタルソリューション株式会社

持分法を適用していない非連結子会社1社及び関連会社3社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商 品 及 び 製 品 先入先出法に基づく原価法

ただし、ギフト商品販売卸売業は移動平均法による原価法

販 売 用 不 動 産 個別法による原価法

仕 掛 品 個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備）2～47年、その他2～54年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む。）

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間又は経済的耐用年数（2～14年）により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

開 発 費 支出時に資産計上し、5年で定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

④ 厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

⑤ 転貸損失引当金

転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑥ 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、持株会社体制のもと、ギフトソリューション事業、リテール事業、トレーディング事業、及びアセット・サービス事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(ギフトソリューション事業)

ギフトソリューション事業においては、ギフト関連商品を複合的な販売チャネルを通じて主に顧客である全国のサラダ館（フランチャイズ店）等に卸売販売しており、履行義務はギフト関連商品の提供であります。出荷時から商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合に、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

また、発行した商品券は使用された時点でその収益を認識しております。自社商品券の未使用部分については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。

(リテール事業)

リテール事業においては、アパレル商品の販売及び免税店や百貨店における商品を主に個人顧客に販売しており、履行義務は商品の提供であります。顧客である商品購入者に当該商品を引き渡した時点で、履行義務を充足したと判断し収益を認識しております。

また、リテール関連商品を法人に対しても卸売販売しております。卸売販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合に、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

なお、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、発行した商品券やポイントは使用された時点でその収益を認識しております。自社商品券の未使用部分については、顧客が権利行使する可能性が極めて低くなった時に、収益を認識しております。

(トレーディング事業)

トレーディング事業においては、主に日本の良質な商品を中心に、リアル及びネットなどを問わず、様々なチャネルやネットワークを通じて、法人に対する卸売販売又は一般個人に対する販売を行っており、履行義務は商品の提供であります。輸出版売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、中国国内における商品販売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

(アセット・サービス事業)

アセット・サービス事業においては、複合商業施設運営、不動産売買や賃貸物件管理に係る事業を展開しています。複合商業施設運営や賃貸物件管理に係る収益は履行義務が一定の期間にわたり充足されるため、契約期間にわたり収益を認識しております。不動産販売に係る収益は、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客へ引き渡すことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、物件が引き渡される時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

(7) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 百万円未満の端数処理については連結計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。
- ② グループ通算制度を適用しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記していた特別損失「店舗整理損」（当連結会計年度9百万円）は、金額が僅少のため、当連結会計年度においては特別損失「その他」に含めて表示しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 特定の債権に係る貸倒引当金及び貸倒引当金戻入額

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

上海俾誼智鏈科技有限公司は、当社の関係会社である蘇寧易購集团股份有限公司及びその系列会社（以下、「同社」という）に対して有する受取手形及び売掛金に、以下のとおり、貸倒引当金（流動資産）を計上しておりましたが、2023年12月期に貸倒引当金戻入額を計上いたしました。

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
債 権 残 高	1,654百万円	1,156百万円	1,286百万円
貸 倒 引 当 金	486百万円	—	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	486百万円	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、営業債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社グループは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、貸倒引当金の要否を検討しておりますが、今後の同社の経営成績及び財政状態の変化により返済計画が遵守されない場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の計上が必要になり、損益に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 棚卸資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産 6,458百万円

当連結会計年度における主要子会社別の内訳

	株式会社 バーニーズジ ャパン	シャディ 株式会社	ラオックス・ グローバルリ テーリング 株式会社	その他	連結
金額	2,929百万円	1,509百万円	704百万円	1,314百万円	6,458百万円
構成割合	45.36%	23.37%	10.91%	20.35%	100%

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品の評価について、正味売却価額が取得原価を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、仕入年度から一定の期間を超える商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げしております。

滞留在庫については、当社グループが定めた評価基準に基づき段階的に帳簿価額を切り下げています。当該評価基準は、市場環境、滞留期間、直近の販売実績、及び今後の販売可能性等を考慮して定めております。当該評価の見積りは、将来の経済条件や事業環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うことから、評価基準の前提が実態と異なる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

7. 追加情報

(退職給付債務の計算方法に係る見積りの変更)

当社の一部の連結子会社は、当連結会計年度より従業員が大幅に減少し合理的な数理計算上の見積りを行うことが困難となったため、当連結会計年度から退職給付債務の計算を原則法から簡便法に変更しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

8. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

商品及び製品	5,365百万円
販売用不動産	712百万円
原材料及び貯蔵品	380百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,436百万円

(3) 担保提供資産

担保に供している資産

現金及び預金	700百万円
建物及び構築物	2,178百万円
土地	1,214百万円

計	4,093百万円
---	----------

(上記に対する債務)

短期借入金	2,550百万円
-------	----------

上記のほか、定期預金401百万円を営業取引保証のため担保に供しております。

(4) 受取手形割引高

受取手形割引高	899百万円
---------	--------

(5) 当座借越契約

一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	2,550百万円
借入実行残高	2,550百万円

差引額	－百万円
-----	------

(6) 手形債権流動化

手形債権の一部を譲渡し債権の流動化を行っております。なお、受取手形の流動化に伴い、信用補完目的の留保金額を流動資産その他に含めて表示しております。

受取手形の流動化による譲渡高	218百万円
信用補完目的の留保金額	70百万円

9. 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価の切り下げ額

売上原価	168百万円
特別損失	95百万円

10. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	93,335	－	－	93,335
合計	93,335	－	－	93,335

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月14日取締役会	普通株式	資本剰余金	182	2.00	2024年12月31日	2025年3月14日

(3) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	第6回新株予約権	普通株式	5,281	－	－	5,281	10
合計			5,281	－	－	5,281	10

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

11 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金及び安全資産に限定し、また、資金調達については銀行等からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

貸付金、敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取引先企業の財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務、借入金、リース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金 ※ 2	12,201		
貸倒引当金	△133		
	12,068	12,068	－
(2) 長期貸付金 ※ 2	2,500		
貸倒引当金	△2,500		
	－	－	－
(3) 敷金及び保証金 ※ 2	3,935		
貸倒引当金	△45		
	3,889	3,833	△56
資産計	15,957	15,901	△56
(1) 長期借入金 ※ 3	399	396	△3
負債計	399	396	△3

※ 1 「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※ 3 長期借入金には流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

※ 4 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社出資金	133百万円

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超
受取手形及び売掛金	12,068百万円	－百万円	－百万円
合計	12,068百万円	－百万円	－百万円

2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	84百万円	110百万円	97百万円	30百万円	28百万円	48百万円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	12,068	—	12,068
長期貸付金	—	—	—	—
敷金及び保証金	—	3,833	—	3,833
資産計	—	15,901	—	15,901
長期借入金	—	396	—	396
負債計	—	396	—	396

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形及び売掛金、長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもってレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、回収期日までの期間を加味した割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

12. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、店舗並びに事務所の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて0年～38年と見積り、割引率は0%～1.545%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	857百万円
有形固定資産等の取得に伴う増加額	10百万円
時の経過による調整額	4百万円
期末残高	872百万円

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ギフトソリューション事業	リテール事業	トレーディング事業	アセット・サービス事業	合計
日本	37,080	22,288	26	276	59,672
中国	—	—	548	—	548
その他	29	—	87	—	116
顧客との契約から生じる収益	37,109	22,288	662	276	60,338
その他の収益	4	128	—	1,046	1,179
外部顧客への売上高	37,113	22,417	662	1,323	61,517

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 4 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	2,392
契約負債（期末残高）	1,766

契約負債は主に、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,101百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	251円39銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円34銭

15. 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」を2025年3月28日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在生じております利益剰余金の欠損額を補填し、早期の財務体質の強化を図るとともに今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

(1) 資本準備金の額の減少の内容

①減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2024年12月31日現在の資本準備金の額11,000,000,000円を5,000,000,000円減少して6,000,000,000円といたします。

②資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金のうち2,841,800,785円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額	その他資本剰余金	2,841,800,785円
② 増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	2,841,800,785円

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2025年2月28日
(2) 株主総会決議日	2025年3月28日(予定)
(3) 債権者異議申述公告日	2025年4月30日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2025年5月31日(予定)
(5) 効力発生日	2025年6月1日(予定)

株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100	11,000	6,356	17,356
当期変動額				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	100	11,000	6,356	17,356

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△2,140	△2,140	△2,419	12,896
当期変動額				
当期純損失	△701	△701		△701
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△701	△701	△0	△701
当期末残高	△2,841	△2,841	△2,419	12,195

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10	12,907
当期変動額		
当期純損失		△701
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－
当期変動額合計	－	△701
当期末残高	10	12,205

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ① 商品 先入先出法に基づく原価法
- ② 販売用不動産 個別法による原価法
- ③ 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 2～39年、その他 2～15年

② 無形固定資産（リース資産除く）定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間又は経済的耐用年数（2～14年）により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

④ 厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

⑤ 転貸損失引当金

転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑥ 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

⑦ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。

⑧ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑨ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、持株会社として子会社の経営管理、不動産賃料及び附帯する業務を行っており、収益は主に経営指導料、不動産賃料となります。

経営指導料については、経営管理サービスを提供することで履行義務が充足されるため、当該時点において、契約時に定めた金額で一定の期間にわたって収益を認識しております。また、不動産賃料については、賃貸借契約に基づく賃貸料発生時に収益として認識しております。

(6) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 百万円未満の端数処理については計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。
- ② グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記（貸倒引当金）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 8,746百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）の6.(1).②に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

商品	4百万円
販売用不動産	183百万円
貯蔵品	0百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記しているものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権	443百万円
関係会社に対する短期金銭債務	229百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,611百万円
関係会社に対する長期金銭債務	634百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,831百万円

(4) 保証債務

前払式支払手段に係る発行保証金保全基本契約書に対する債務保証

株式会社加古川ヤマトヤシキ 434百万円

株式会社加古川ヤマトヤシキ友の会 252百万円

子会社の銀行借入金に対する債務保証

ラオックス・グローバルリテーリング株式会社 196百万円

株式会社バーニーズジャパン 150百万円

株式会社加古川ヤマトヤシキ 84百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,999百万円

販売費及び一般管理費 217百万円

営業取引以外の取引による取引高 89百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	1,918	0	－	1,918
合計	1,918	0	－	1,918

（注）普通株式の自己株式の増加の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加 0 千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)

繰越欠損金	9,763
減損損失	300
投資有価証券評価損	29
関係会社株式評価損	2,398
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	259
貸倒引当金	2,937
退職給付引当金	41
転貸損失引当金	27
契約損失引当金	2
関係会社整理損失引当金繰入額	294
子会社整理損失	415
資産除去債務	156
その他	125
繰延税金資産小計	16,751
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,763
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,987
評価性引当額小計	△16,751
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	2
繰延税金負債合計	2
繰延税金負債の純額	2

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度において、当期純損失を計上したために記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	シャディ(株)	東京都港区	100百万円	ギフト販売事業	所有直接 100%	役員の兼任 手形債権の 流動化	経営指導料 の受入 手形債権の 流動化 流動化手数料 収入	384 1,868 1	未収入金 未払金 －	114 79 －
子会社	ラオックス・ ロジスティクス(株)	栃木県 栃木市	100百万円	物流事業	所有直接 100%	役員の派遣 資金の貸付	経営指導料 の受入 資金の貸付	61 31	未収入金 関係会社短期 貸付金	37 1,546
子会社	ラオックス・ グローバルリ テリング(株)	東京都 港区	90百万円	免税小売業	所有直接 100%	役員の兼任 不動産賃貸 資金の借入	経営指導料 の受入 不動産賃貸 収入	137 270	未収入金 前受金	47 22
子会社	(株)バーニーズ ジャパン	東京都 千代田区	100百万円	アパレル販売業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	経営指導料 の受入 資金の貸付 資金の回収 受取利息	216 1,700 1,800 26	未収入金 関係会社短期 貸付金 未収利息	60 1,000 1
子会社	ラオックス・ リアルエステ ート(株)	東京都 千代田区	98百万円	商業不動産運営 事業	所有直接 100%	役員の兼任 不動産賃貸 資金の貸付	経営指導料 の受入 不動産賃貸 収入 － 受取利息	54 803 － 49	長期未収入 金（注4） 関係会社長期 貸付金（注4） 未収利息	2,140 2,480 4
子会社	(株)加古川ヤマ トヤシキ	兵庫県 加古川市	50百万円	百貨店業	所有直接 100%	役員の兼任 債務保証資 金の貸付	経営指導料 の受入 債務保証 （注5）	22 434	長期未収入 金（注6,7） 関係会社長期 貸付金（注6,7）	169 177
子会社	(株)加古川ヤマ トヤシキ友の 会	兵庫県 加古川市	20百万円	商品販売取次業	所有間接 100%	役員の派遣 債務保証資 金の借入	債務保証 （注6） 資金の返済 支払利息	252 300 2	－	－
子会社	ラオックス・ メディアソリ ューションズ (株)	東京都 千代田区	10百万円	サービス業	所有直接 100%	役員の派遣 資金の貸付	－	－	関係会社長期 貸付金（注8）	412
子会社	上海惲誼貿易 有限公司	中国 上海市	18百万元	物品卸売事業	所有間接 100%	資金の貸付	資金の貸付 及び回収	279	関係会社短期 貸付金	279

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	楽購思（上海）商貿有限公司	中国 上海市	46百万円	物品卸売事業	所有直接 100％	役員の兼任 資金の貸付	－	－	破産更生債権等（注9）	210
子会社	楽購仕（南京）商品採購有限公司	中国 江蘇省	32百万円	物品卸売事業	所有直接 100％	役員の兼任 資金の貸付	－	－	破産更生債権等（注9）	817
子会社	楽購仕（上海）商貿有限公司	中国 上海市	50百万円	小売業	所有直接 100％	役員の兼任	－	－	固定負債その他	235
子会社	楽購仕（廈門）商貿有限公司	中国 福建省	21百万円	小売業	所有直接 100％	役員の兼任	－	－	固定負債その他	182

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 子会社との取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

3. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言等に対する対価として、各子会社の業務の内容を勘案し決定しております。

4. 4,174百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において34百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

5. 前払式支払手段に係る発行保証金保全契約に起因する債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

6. 前受業務保証金供託委託契約に起因する債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

7. 342百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において165百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 412百万円の貸倒引当金を計上しております。

9. 債権債務相殺後の債権に対して348百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において36百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 収益認識基準に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	133円40銭
(2) 1株当たり当期純損失	7円68銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しているため、注記を省略しております。